

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行いますので、海田町財務規則(昭和48年海田町規則第13号)第70条の規定に基づき公告します。

令和2年12月15日

海田町長 西 田 祐 三

1 工事名

海田町新庁舎建設等工事(建築)

2 工事場所

海田町南昭和町地内

3 工事概要 新築:鉄筋コンクリート造・鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地上4階

敷地面積 3,687.80 m² 建築面積 1,998.45 m²

延べ面積 6,675.33 m²

4 工期等

(1) 請負契約

本件工事の請負契約は、落札後仮契約とし、海田町議会の議決を経た後、本契約となるものとする。

(2) 工期(予定)

議会の議決日の翌日から令和5年7月3日まで

5 予定価格

事後公表(仮契約締結後公表する。)

6 施工の方法

特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

7 共同企業体の結成要件

(1) 10に掲げる要件を満たす代表者(A群)1者と代表者以外の構成員(B群)1者の合計2者で構成するものとする。

(2) 共同企業体は、各構成員の自由意志による任意の結成方式とする。

(3) 構成員の出資比率の最小限度は30%以上とし、代表者の出資比率は、構成員中最

大とする。

- (4) いずれの構成員も、本件工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。

8 共同企業体協定書の提出

令和3年1月14日 午後5時までに、共同企業体協定書（1部）を袋とじし、持参により海田町企画部財政課へ提出するものとする。（12を参照すること。）

9 工事の種類

建築一式工事

10 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

なお、(2)から(8)までの要件は、それぞれ特記してある場合を除き、建築一式工事についてのものとする。

資 格 要 件		本件工事適用内容	
		代表者 (A群)	代表者以外の構成員 (B群)
(1)	令和元・2年度海田町建設工事入札参加資格者として認定されている業種	建築一式工事	
(2)	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条又は第15条の許可	継続して5年以上受けていること。	
(3)	建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	要	否
(4)	主たる営業所等の所在地	主たる営業所又は主たる営業所以外の委任営業所の所在地が、安芸郡又は広島市安芸区、広島市中区、広島市南区若しくは広島市東区の区域内にあること。	主たる営業所の所在地が安芸郡又は広島市安芸区、広島市中区、広島市南区若しくは広島市東区の区域内にあること。

(5)	<u>総合数値（注）</u> （海田町建設工事指名業者等選定要綱（平成元年海田町訓令第1号）第3条第1項の規定によるもの） ※令和元・2年度入札参加資格認定時における <u>総合数値</u>	1, 500点以上	850点以上
(6)	年間平均完工高 ※入札公告時点の最新の経営事項審査の総合評定値通知書における年間平均完工高	25億円以上	問わない
(7)	元請等施工実績	次のいずれについても、元請又は共同企業体の代表構成員としての施工実績有すること。 ①木造を除く4階建以上かつ延べ面積6,500㎡以上の建築一式工事（免震構造によるもの） ②土壤汚染対策工事	問わない
(8)	配置技術者 ※右欄に掲げる事項のほか、別紙「海田町条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」1(4), 9の要件を満たすこと。	次のいずれにも該当する技術者を専任で配置できること。 ①1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者（同等以上の能力を有する者として国土交通大臣に認定された者を含む。） ②建築一式工事に必要な監理技術者の資格を有する者 ③木造を除く建築一式工事について、監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験を有する者	次に該当する技術者を専任で配置できること。 建築一式工事に必要な主任技術者としての資格を有する者（国家資格を有する者に限る。）

（注）総合数値とは、経営事項審査結果通知書の総合評定値ではなく、広島県が公開している建設工事等入札参加資格者名簿に掲載されている総合数値を指す。

(9)	設計業務等の受託者との関係 右欄に掲げる本件工事に係る設計業務等の受託者以外であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。 ①当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する。 ②当該受託者の出資総額の2分の1を超える出資をしている。 ③代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。	(株)現代計画研究所 所在地：東京都練馬区豊玉北6丁目4番4－201号 (有)野沢正光建築工房 所在地：東京都世田谷区宮坂3丁目14番15号 イーストウィング102
(10)	その他	前各号のほか、別紙「海田町条件付一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」1(2)の要件をすべて満たすこと。

1.1 設計図書

(1) 設計図書は、次のとおり配布する。

設計図書以外の提出書類様式等は町ホームページからダウンロードすること。以降の項目についても同様とする。

(トップページ>しごとの情報>入札・契約>入札発注情報)

① 期間	令和2年12月15日から令和3年1月14日（年末年始（12月29日から1月3日まで）及び土日祝日を除く。）午前9時から午後5時まで
② 場所	海田町役場（海田町上市14番18号）3階 企画部財政課
③ 配布方法	「設計図書配布申込書」と引き換えに配布する。 ※設計図書はCD-RにPDF形式で記録
④ その他	設計図書は各構成員がそれぞれ受領すること。 <u>設計図書を受領していない構成員がある共同企業体のした入札は無効とする。</u>

(2) 設計図書に係る質問・回答

① 質問方法	指定様式により、書面及び電子データをあわせて提出すること。（電子データはメールにて提出すること。）
② 提出先	11(1)②に同じ
③ 受付期間	令和2年12月15日から令和3年1月14日 午後4時まで（必着） 受付期間経過後の質問は受け付けない。
④ 質問に対する回答	回答はホームページに掲載することとし、質問者に対する個別の回答はしない。

1 2 共同企業体協定書

共同企業体協定書は、次のとおり提出すること。

① 受付期間	令和2年12月15日から令和3年1月14日（年末年始（12月29日から1月3日まで）及び土日祝日を除く。）午前9時から午後5時まで
② 提出方法	持参により1部提出（郵送不可）
③ 提出場所	11(1)②に同じ
④ その他	受付期間経過後の提出は受け付けない。 なお、受付期間までに提出しない者の入札は無効とする。

1 3 入札

① 日時	令和3年1月25日 午前10時30分
② 場所	織田幹雄スクエア（海田町中店8番24号）3階306学習室
③ その他	入札の際に工事費内訳書を提出すること。提出された内訳書に不備がある場合は入札を無効とすることがある。

1 4 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定を適用する。（「最低制限価格」を設ける。）予定価格以下で最低制限価格を下回らない最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない者は落札者とししない。

1 5 資格要件確認書類の提出

- (1) 資格要件確認書類の提出を求められた者は、次のとおり提出すること。

① 期間	指定された提出期限の日時まで（土日祝日を除く。）
② 提出方法	持参にて提出（郵送不可）
③ 場所	11(1)②に同じ

- (2) 提出書類

① 資格要件確認書類提出書	1部	
② 誓約書	1部	
③ 技術者の資格・工事経験調書	1部	技術者の資格・工事経験調書に記載された必要書類を添付のこと。代表者以外の構成員は、工事経験の概要については記入不要
④ 建設工事施工実績証明書	1部	代表者のみ

- ②, ③の書類については各構成員ごとに作成すること。

1 6 支払条件

令和2年度

前払金：あり（令和2年度の出来高予定額の40%以内）

中間前払金：あり（令和2年度の出来高予定額の20%以内）

部分払：なし

令和2年度の出来高予定額は、請負代金額の29分の2とする。

令和3年度

前払金：あり（令和3年度の出来高予定額の40%以内）

中間前払金：あり（令和3年度の出来高予定額の20%以内）

部分払：あり（1回、令和3年度末）

令和3年度の出来高予定額は、請負代金額の29分の12とする。

令和4年度

前払金：あり（令和4年度の出来高予定額の40%以内）

中間前払金：あり（令和4年度の出来高予定額の20%以内）

部分払：あり（1回、令和4年度末）

令和4年度の出来高予定額は、請負代金額の29分の12とする。

令和5年度

前払金：あり（令和5年度の出来高予定額の40%以内）

中間前払金：あり（令和5年度の出来高予定額の20%以内）

完了払（工事引渡し後）

令和5年度の出来高予定額は、請負代金額の29分の3とする。

1 7 その他

前各項に掲げるもののほか、別紙「海田町条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」による。

1 8 問い合わせ先

海田町企画部財政課

住所：海田町上市14番18号

電話：082-823-9201

メールアドレス：zaisei@town.kaita.lg.jp